

ウルグアイからの生鮮牛肉の輸入に係る現地調査報告

平成 29 年 12 月 22 日
消費・安全局動物衛生課

1. 経緯と目的

ウルグアイは平成 15 年 5 月以降、OIE により口蹄疫ワクチン接種清浄国として認定されている国であり、平成 23 年にウルグアイ当局からウルグアイ産生鮮牛肉の輸入解禁の要請があったことから、家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会における審議を継続してきた。

本年 7 月 28 日に開催された牛豚等疾病小委員会において、ワクチン接種により発生を早期に摘発することが難しいといった課題に対応するため、日本向けに輸出される牛肉の pH 処理や脱骨及びトレーサビリティの確保等の上乘せリスク管理措置（別紙参照）を講じることについて検討を行った。その際に、それらの上乗せリスク管理措置の実効性について、小委員会委員を含む専門家が実地で確認すべきという意見が示されたことから、下記のとおり現地調査を行った。

2. 派遣時期及び派遣者

平成 29 年 10 月 16 日（月）～平成 29 年 10 月 23 日（月）（8 日間）

- （1）西 英機（北海道農政部食の安全推進局長）
- （2）深井 克彦（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 国際重要伝染病領域 主任研究員）
- （3）林 政益（動物衛生課課長補佐（輸入検疫企画班））

3. 上乘せリスク管理措置の実効性に関する調査結果

（1）輸出牛肉を生産する牛の生産農場

対日輸出が想定される農場として、サン・ホセ県にある肉用牛育成・肥育農場（飼養頭数 1,800 頭、出荷頭数 120 頭／月（通年）、総面積 2,000 ㌔²）で調査を実施した。

調査の結果、家畜衛生当局（地方事務所）が、畜産総局に登録されている認定獣医師と連携しながら、農場の監視、指導を適切に行っていることが確認された。また、牛の移動履歴データの管理は認定獣医師及び公的獣医官により行われており、牛の個体識別・トレーサビリティシステムを活用したトレースバック、トレースフォワードが可能であることが改めて確認された。

(2) 輸出牛肉を処理すると畜場及び食肉処理施設

対日輸出が想定されると畜場として、ドゥラスノ県にあると畜場（牛専用輸出向け、最大処理可能頭数 1,200 頭／日、総面積 30,000 m²）で調査を実施した。

調査の結果、脱骨、pH 処理等の処理については、作業員向けマニュアル（SOP）が整備され、公的獣医官による監視の下、適切に実施されていることが確認されているとともに、全行程で製造ラインが分離されており、処理後に他の肉と接触しない体制が確保されていることが確認された。また、施設に常駐している公的獣医官がと畜前後検査を実施し、口蹄疫の疑いがない、ウルグアイで生まれ育った等の輸出国が設定した条件を満たしていることを証明していることを確認した。さらに、熟成後の枝肉段階までは個体識別番号により個体レベルの管理が可能であり、それ以降も付与されたロット番号により、農場段階まで追跡するための体制が整えられていることが確認された。

(3) ウルグアイ当局

ウルグアイの家畜衛生当局である農牧水産省畜産総局（DGSG）と入口及び出口会合を行うとともに、フロリダ県の地方事務所及び獣医学研究所（DILAVE）を訪問し、調査を実施した。

調査の結果、ウルグアイは、OIE、パンアメリカン口蹄疫センター（PANAFTOSA）、コノ・スール常設獣医委員会（CVP、南米 6 カ国で構成）等の様々な情報網を活用し、周辺国の口蹄疫発生状況の把握のみならず南米におけるワクチン非接種に向けた取組に積極的に関与するとともに、各国のワクチン接種政策、防疫体制等についても迅速な情報収集に努めており、本年発生が確認されたコロンビアからの侵入リスクの上昇を早期に察知し CVP 等で情報を共有していたことも確認された。また、口蹄疫のサーベイランスが引き続き適切に実施され、早期通報、診断体制はもとより、緊急事態に対応する関係機関との円滑な連絡体制が構築されていることが確認された。

なお、ウルグアイ当局が国全体としてワクチン非接種清浄化に向けた取組を進めていく方針であることを改めて確認するとともに、ワクチン接種プログラムを変更する予定がある場合には速やかに日本に情報提供を行う旨を確認した。

4. まとめ

今回の現地調査により、別紙の「ウルグアイからの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価を踏まえた上乘せリスク管理措置（案）」で「考慮すべき事項」とされている以下の4点

1. （万一、ウルグアイに口蹄疫が侵入していたとしても）感染牛が日本向けの輸出牛肉となるリスクを低減すること
2. （万一、輸出牛肉を生産する牛が口蹄疫に感染していたとしても）牛肉中に感染性のある口蹄疫ウイルスが生残しているリスクを低減すること
3. （輸出後、万一、ウルグアイにおいて口蹄疫が発生したとしても）リスクのある牛肉を早期に特定すること
4. 周辺国における発生、ウルグアイにおけるワクチン接種プログラムの変更などの発生リスクの変化を早期に検知し、必要な措置を講じること

については、ウルグアイにおいて確実に実施できる体制が構築されていることが改めて確認された。

（以上）

ウルグアイからの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価結果を踏まえた上乗せのリスク管理措置(案)

考慮すべき事項	具体的な要件	
	対 象	内 容
1. (万一、ウルグアイに口蹄疫が侵入していたとしても)感染牛が日本向けの輸出牛肉となるリスクを低減すること	①輸出牛肉を生産する牛の生産農場	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫の血清学的サーベイランスの結果により、ウルグアイ当局の監視下に置かれている農場ではないこと。
	②輸出牛肉を生産する牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイで生まれ育ったこと。 ・①の農場からと畜場に直接搬送され、輸送中、他の農場のいかなる偶蹄類動物とも接触しなかったこと。 ・ウルグアイ当局の獣医検査官が行うと畜前及びと畜後検査において、特に頭部及び四肢部に注目した検査が行われ、口蹄疫感染の疑いが確認されなかったこと。
2. (万一、輸出牛肉を生産する牛が口蹄疫に感染していたとしても)牛肉中に感染性のある口蹄疫ウイルスが生残しているリスクを低減すること	輸出牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部、四肢、蹄、こぶ、内臓を含まないこと。 ・と畜工程において、主要リンパ節、確認できるリンパ組織・血餅を除去すること。 ・と畜後脱骨前に、2℃超で少なくとも24時間の熟成工程を経て、かつ、ウルグアイの公的獣医師が、両側の半と体について腰最長筋中央のpHを測定し、両側ともにpHが6.0未満に下がっていることを確認した枝肉由来であること。 ・脱骨すること。 ・上記全てを満たす牛肉以外の肉と接触していなかったこと。

考慮すべき事項	具体的な要件	
	対 象	内 容
3. (輸出後、万一、ウルグアイにおいて口蹄疫が発生したとしても)リスクのある牛肉を早期に特定すること	①輸出牛肉を生産する牛の生産農場	・日本向け輸出牛肉を生産する牛の生産農場は、上記1の①を満たす農場として、ウルグアイ当局が指定し、あらかじめ日本当局に通知した農場であること。
	②輸出牛肉を処理すると畜場及び食肉処理施設	・日本向け輸出牛肉を処理すると畜場及び食肉処理施設は、上記2の処理を適切に実施できる施設として、ウルグアイ当局及び日本当局が指定した施設であること。
4. 周辺国における発生、ウルグアイにおけるワクチン接種プログラムの変更等の発生リスクの変化を早期に検知し、必要な措置を講じること	ウルグアイ当局	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイ当局又は日本当局が、ウルグアイ周辺国における発生等、ウルグアイにおける口蹄疫の発生リスクが高まっていると認める場合には、ウルグアイ当局は(日本当局の求めに応じ)日本当局に対し、当該情報及び講じた又は講じる措置について、情報提供すること。 ・ウルグアイにおけるワクチン接種プログラムを含む防疫措置の変更が計画されている場合には、ウルグアイ当局は(日本当局の求めに応じ)日本当局に対し、当該情報を提供すること。 ・上記情報を踏まえ、日本当局は、必要に応じて、一時輸入停止や日本への牛肉輸出条件の見直し等必要な措置を求めることができること。
5. 日本当局が農場及び施設等の現地調査を行う権限を確保すること	ウルグアイ当局	・日本当局が上記3の①の農場及び②の施設等について現地調査を行う権限を有すること。